

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

基準

発症した後5日を経過し、かつ、  
症状が軽快した後一日を経過するまで出席停止



発症  
症状あり



症状が  
軽快



症状  
軽快後



登校可能

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1

発症日は「0日目」です！

※2

※ 1 発症日翌日を 1 日目と数えます。

※ 2 発症から 5 日を経過しても症状が軽快してから 1 日を経過しなければ登校はできません。

## インフルエンザ感染症の出席停止期間

原則

発症後、5日を経過し、かつ  
解熱後2日を経過するまで出席停止です。

※1



発熱



解熱



解熱後



登校可能

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1 発症日翌日を 1 日目と数えます。

※2 発症から 5 日を経過しても、解熱してから 2 日を経過しなければ登校はできません。

※5日目以降も解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。

※インフルエンザ回復届け(保護者記入)を、提出お願いします。↓

<http://www.miyakojima.ed.jp/heichi-sho/files/7633/1213700899.pdf>



## 主な学校感染症の種類・出席停止期間

	病名	出席停止の期間
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての水疱が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと判断するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと判断するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症したあと5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	流行性角結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと判断するまで（改めて病院を受診し確認をする）
	急性出血性角結膜炎	

※その他にも感染症はありますが、感染症の種類・地域の流行状況等を考慮した上で、学校医からの指導の下、学校長が出席停止の判断をします。上記以外の感染症に罹った場合は、学校へご相談ください。